

議案第9号

江別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

江別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

江別市長 後藤 好人

江別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江別市国民健康保険税条例（昭和60年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改める。

第3条第1項中「100分の8.3」を「100分の8.69」に改める。

第4条中「24,000円」を「27,100円」に改める。

第5条第1号中「25,500円」を「26,800円」に改め、同条第2号中「12,750円」を「13,400円」に改め、同条第3号中「19,125円」を「20,100円」に改める。

第6条中「100分の1.7」を「100分の2.72」に改める。

第7条中「5,300円」を「7,600円」に改める。

第8条第1号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,625円」に改める。

第9条中「100分の1.8」を「100分の2.06」に改める。

第10条中「9,600円」を「7,500円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

。

（介護納付金課税額に係る世帯別平等割額）

第10条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、介護納付金課税世帯1世帯について4,000円とする。

第22条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「16,800円」を「18,970円」に改め、同号イ（ア）中「17,850円」を「18,760円」に改め、同号イ（イ）中「8,925円」を「9,380円」に改め、同号イ（ウ）中「13,388円」を「14,070円」に改め、同号ウ中「3,710円」を「5,320円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「5,250円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,625円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「3,938円」に改め、同号オ中「6,720円」を「5,250円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額 1世帯について2,800円

第22条第1項第2号ア中「12,000円」を「13,550円」に改め、同号イ（ア）中「12,750円」を「13,400円」に改め、同号イ（イ）中「6,375円」を「6,700円」に改め、同号イ（ウ）中「9,563円」を「10,050円」に改め、同号ウ中「2,650円」を「3,800円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,750円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,875円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,813円」に改め、同号オ中「4,800円」を「3,750円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額 1世帯について2,000円

第22条第1項第3号ア中「4,800円」を「5,420円」に改め、同号イ（ア）中「5,100円」を「5,360円」に改め、同号イ（イ）中「2,550円」を「2,680円」に改め、同号イ（ウ）中「3,825円」を「4,020円」に改め、同号ウ中「1,060円」を「1,520円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,500円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「750円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,125円」に改め、同号オ中「1,920円」を「1,500円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額 1世帯について800円

第22条第2項第1号ア中「3,600円」を「4,065円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,775円」に改め、同号ウ中「9,600円」を「10,840円」に改め、同号エ中「12,000円」を「13,550円」に改め、同項第2号ア中「795円」を「1,140円」に改め、同号イ中「1,325円」を「1,900円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「3,040円」に改め、同号エ中「2,650円」を「3,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の江別市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。